

第2次静岡県消費者行政推進基本計画の一部改正について

(くらし・環境部県民生活課)

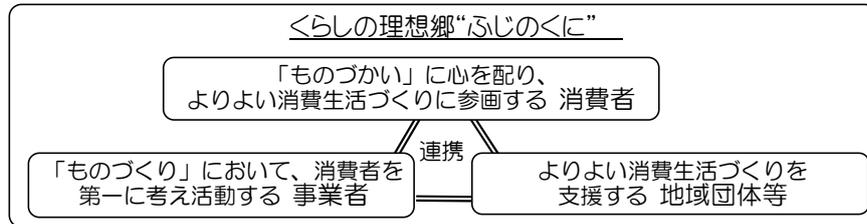
1 趣旨

「くらしの理想郷“ふじのくに”」の実現を目指し、消費生活に関する様々な施策や事業を、総合的かつ計画的に推進するために策定した「第2次静岡県消費者行政推進基本計画」の進捗状況を勘案し、パブリックコメントを経て計画の一部改正を行った。

2 第2次静岡県消費者行政推進基本計画の概要

(1) 基本理念

「くらしの理想郷“ふじのくに”」の実現を目指し、消費者の権利を尊重し、消費者の自立を支援することを基本として、消費者行政を総合的に推進



(2) 計画期間

平成26年度から平成29年度までの4年間

(3) 改正概要

- ア 本計画の進捗状況を勘案し、消費者教育を重視した指標等への変更及び目標値の修正
- イ 法改正等に伴う時点修正
- ウ 組織改正等に伴う担当部局の変更

(4) 施策の展開の方向及び主な取組（ゴシック部分…変更した指標）

施策の展開の方向	重点取組	指標
1 自ら学び自立する消費者の育成	・消費者教育の推進	消費者市民社会の考え方を意識した行動をとっている県民の割合
		県が実施する消費者教育講座の受講者数
2 安全な商品・サービスの提供による安心の確保	・食の安全の確保	食の安全に対する県民の信頼度
		食品表示合同調査における適正表示の割合
		食品表示監視の件数
3 消費者被害の防止と救済	・消費者からの相談への対応と情報の提供 ・事業者に対する指導	消費生活相談における平均既支払額
		県民から不当取引行為防止に向けた協力が得られた件数
4 環境に配慮した暮らしづくりの推進	・廃棄物の発生抑制	一般廃棄物排出量（1人1日当たり）
		地球温暖化防止の県民運動参加人数

※計画の進行管理のために、施策の展開の方向ごとに指標及び数値目標を設定するとともに、施策推進のための体制整備を実施していく。